

地籍調査事業計画の変更手続の廃止

現
行

- 地籍調査に当たり、都道府県が毎年度定める事業計画に変更が生じる場合、都道府県は国へ、以下の手続が必要。

①国負担額(以下、額)に変更が有

- ・変更内容の協議及び同意
- ・負担金等の申請(適化法)に係る変更申請

②額に変更が無

- ・変更内容の報告

支障

- ①額に変更がある場合の手続では、**内容が重複した手続を2つ行う必要**があり、事務負担が生じる。
- ②額に変更がない場合の手続では、実績報告などでまとめて報告すれば済むような**軽微な変更でも、都度、報告する必要**があり、事務負担が生じる。



国土調査事業事務取扱要領の改正

見
直
し
後

- 地方公共団体の事務負担を軽減するため、**事業計画に関する変更手続は廃止**する。

①額に変更が有

- ・~~変更内容の協議及び同意~~
- ・~~負担金等の申請(適化法)に係る変更申請~~

②額に変更が無

- ・~~変更内容の報告~~

効果

- **地方公共団体**の事業計画の変更に関する**事務負担が軽減**。



地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化

現
行

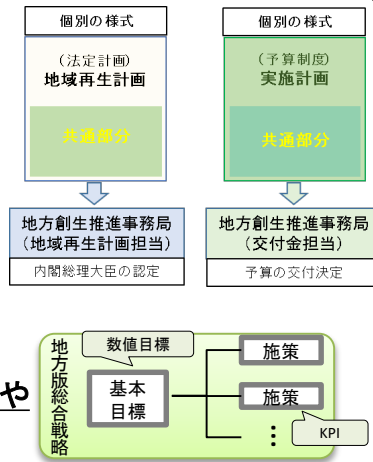
地域再生計画・実施計画※

- ✓ 計画内容が一部重複
- ✓ 両計画の提出受付や審査を別の窓口が担当
- ✓ 事前相談から提出までの期間がタイト

地方版総合戦略

- ✓ 基本目標における数値目標や施策毎のKPIを設定

※KPI=重要業績評価指標



支障

地域再生計画・実施計画

- ✓ 両計画に一部同じ内容を記載するのが手間
- ✓ 一方の計画窓口で変更が生じた場合、もう一方の計画窓口との間で調整を別途行う必要がある
- ✓ 計画や事業内容の検討に十分な時間をとれない

地方版総合戦略

- ✓ 指標の設定や進捗管理に労力を要している

※本資料中の「実施計画」には施設整備計画を含む。

両計画の様式の一体化、手引きの改定など、運用の変更

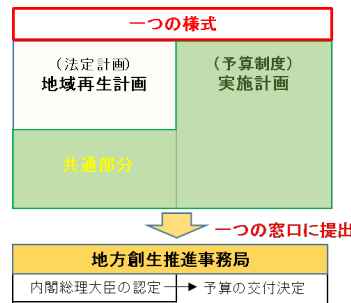
見
直
し
後

地域再生計画・実施計画

- ✓ 様式一体化により両計画の重複事項を省略
- ✓ 提出窓口を一本化
- ✓ 提出期限の見直し

地方版総合戦略

- ✓ 手引きを改定し、地方の実情に即した策定・効果検証を可能に



効果



地方公共団体の事務を合理化

→ 地方が地方創生施策の中身の検討等に一層注力できる

→ 地方創生の一層の促進



異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
(地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等)

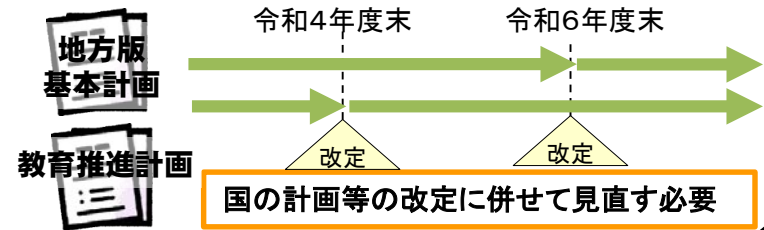
現
行

○地方消費者行政において、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の策定が求められている。

計画名	地方版消費者基本計画	都道府県消費者教育推進計画等
策定に当たり参考にする国の計画等	消費者基本計画 (R2～R6)	消費者教育の推進に関する基本的な方針 (H30～R4)
根拠	地方消費者行政強化作戦2020 (消費者庁の政策目標)	消費者教育の推進に関する法律(努力義務)

支障

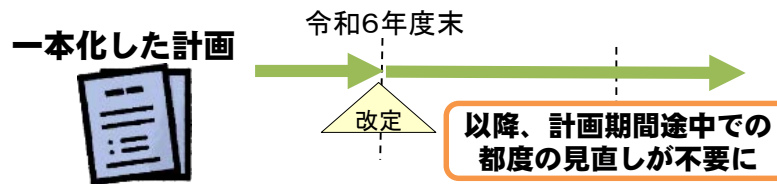
- 両計画を一本化して策定できるかが不明確
- 国の計画等の対象期間にずれがあり、一本化した場合でも計画期間途中で見直しが必要



通知等により見直し

見
直
し
後

- 両計画を一本化して策定できることを明確化
- 国の消費者基本計画と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間を一致させる方向で検討



効果

- 一本化により、住民に分かりやすい計画の策定が可能に
- 地方公共団体の計画策定事務の合理化

